★電子的診療情報連携体制整備加算
当院では、令和 8 年度診療報酬改定で新設されました電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備していきます。

・オンライン請求を行う。
・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額をきさいした明細書を香患者様に無料交付。
・電子資格確認(オンライン資格確認)を行う。
・オンライン資格確認等により取得した診療報情報・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を活用した診療。
・診療報酬明細書の無料交付について、院内掲示し当院ホームページにも掲載。

★一般名での処方について
・一般名処方加算
当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方(お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること)を行っております。

★夜間早朝加算について
当院は、月・火・水・木・金曜日の 9:00～12:00、14:30～18:30、土曜日は 9:00～12:00、14:00～17:00 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、休日加算が適応されます。

★後発医薬品の使用促進について
後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。
先発医薬品と比べ、開発費が低く抑えられるため安価となり患者さんの医療費の自己負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。
このため、国・厚生労働省は後発医薬品の使用促進のための施策を積極的に進めています。
当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。
今後とも、後発医薬品の使用に、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。